



サプライヤー行動原則

1. 序文

Macquarie Group Limitedおよびその完全所有子会社¹（以下「マッコーリー」、「当社」）は、当社サプライチェーンにおいて、高水準の環境、社会、ガバナンスパフォーマンスを確保することに全力で取り組んでいます。この取り組みは、当社がビジネスを行う際の指針でもあるコアバリューの「機会を実現する」、「責任を果たす」、「誠実を貫く」²によって推進されています。これらのコアバリューは、マッコーリーグループの「行動規範」でも説明されています。当社のお客様、株主様、地域社会に長期的かつ持続可能な価値を創造し、提供するサプライヤーとの関係を通じ、マッコーリーが当社コアバリューを遵守することがサプライヤー行動原則（以下「本原則」）制定の目的です。

当社は、揺るぎないリスク管理フレームワークを整備しており、当社サプライヤーに対して、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関するリスクを軽減、管理するため主体的なアプローチを取ることを期待しています。主体的なアプローチには、本原則で明確化されている領域に関連するリスクを特定、評価、管理、軽減するための体制や手順を含める必要があります。

当社は、継続的な改善に取り組んでおり、本書は随時変更される可能性があります。本原則の最新版は、マッコーリーのサプライヤーポータル（<https://www.macquarie.com/au/en/about/suppliers.html>）でご確認いただけます。サプライヤーには、契約締結時、契約更新時、または本原則に大幅な変更があった場合に、当社が適時行う通知に従って本原則の最新版を確認することが求められます。

2. 適用

国内外のマッコーリーに商品やサービスを提供するサプライヤー（以下「サプライヤー」）に期待されていることは次の通りです。

- 人権法、環境法、労働安全衛生法、贈収賄・腐敗行為防止法など、適用されるすべての法律を遵守すること。
- 本原則に含まれているトピックを対象とする各種関連方針および基準を守ること。
- 入札申請時、リスクプロファイリングや取引開始審査時、ならびに契約期間中の要求された時点で、本原則の最低要件を遵守していることを証明できること。
- 本原則で明確化されている領域に関して継続的な改善に取り組むこと。
- 本原則について従業員および請負業者に説明すること。
- 違反行為やインシデントを当社に適時または合意した契約条件に基づき率先して通知し、違反行為の対処および是正を行うために合理的な措置を講ずること。

¹ 下部のセクション6に記載されている例外の対象となります。

² www.macquarie.com/about/company/what-we-stand-for

3. サプライヤー行動原則

3.1 行動規範および倫理

当社は、従業員に対し倫理的行動を取ることを期待しており、サプライヤーには公正かつ誠実に、敬意を持って、合法的に事業活動を行うことを求めています。

賄賂・汚職行為

- サプライヤーには、直接、間接を問わず、贈収賄、強要、個人的利益、不正な利益などあらゆる形態の汚職をなくすために取り組むことが期待されています。また、明らかに疑わしい行為を報告するための適切な手順や、サプライヤーと関わる者（従業員や請負業者など）が贈収賄や汚職に関与することを防止するための適切な手順を整備する必要があります。

利益相反

- サプライヤーには、個人的関係または取引関係のいずれかにより実際に生じる利益相反または生じる可能性のある利益相反のすべてについて、可能な場合は利益相反を回避または適切に管理することが期待されています。個人的関係または取引関係のいずれかにより実際に生じる利益相反または生じる可能性のある利益相反すべてを即座に当社に開示する必要があります。

オペレーショナルレジリエンスおよび事業継続性

- サプライヤーには、自社の事業継続能力につき検証および試験を実施していることが期待されます。深刻だが十分に起こりうる事象（技術障害、自然災害、サイバーセキュリティ侵害、サプライヤーの喪失など）に対し、必要不可欠な事業運営機能またはサービスを維持し、合意した契約条項に基づき当社にサービスを提供する十分な能力を確保する必要があります。また、サプライヤーは、必要不可欠な事業運営機能またはサービスを維持し、合意した契約条項に基づき当社にサービスを提供する能力に関する重大な懸念を開示する必要があります。

サイバーセキュリティおよびデータプライバシー

- 当社は、情報セキュリティまたはデータ損失インシデントの発生を限定し、そのようなインシデントの影響を最小化する、リスク管理された環境で事業を運営することを目指しています。提供されるサービスに関係する範囲において、当社がサプライヤーに期待していることは次の通りです。
 - マッコーリー、その従業員、お客様、取引先に関連する情報（以下、「当社の情報」）を損失、不正アクセス、不正な使用、不正な変更、不正な開示から保護すること。
 - 当社の情報を適用されるすべての契約および規制上の要件に基づき取り扱うこと。
 - 適切に文書化され、信頼できる情報セキュリティインシデントおよびデータ漏洩管理対応計画を保持し、当社の要求に応じて共有すること。

苦情申し立ての仕組み

- サプライヤーには、誠意を持って懸念を提起する従業員やその他の者を保護するため、内部通報に関する方針や仕組みを整備することが期待されています。

3.2 人権および労働

当社は、世界人権宣言および国際労働機関の主要条約に定められ、市民的、政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約、国際労働機関の中核的労働基準で体系化されている基本的人権を支持します。国連のビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に則り、当社は人権を守る国家の義務および人権を尊重する企業の責任を認めています。当社は、現代の奴隷制を含め、潜在的小および実際の人権侵害を特定し、是正する方針とプロセスのフレームワークを有しています。人権のリスクに対する当社のアプローチは、毎年発行される現代の奴隷制に関する声明 (<https://www.macquarie.com/au/en/disclosures/human-rights-at-macquarie.html>) でご確認いただけます。

同様に、サプライヤーには次の基準を満たすことが期待されます。

児童労働の禁止

- サプライヤーは、いかなる状況においても児童を就労させてはならないものとし、³また、児童労働に関与する業者に業務委託してはならないものとし、

強制労働、人身売買、その他の現代の奴隷の形態の禁止⁴

- サプライヤーは、人身売買、強制労働、非自主的な労働など、現代の奴隷制のあらゆる形態の使用または推進してはなりません。また、現地または移民の労働者が退職を自由に選択する権利と手段を提供することが期待されます。

差別禁止

- サプライヤーは、性別、年齢、障害、民族性、文化的所属、性的指向、信仰、学歴、その他の理由によるものかを問わず、ハラスメント、差別、いじめ、不法または非人道的扱いのない平等な機会が全従業員に与えられる職場を提供するものとし、

報復禁止

- サプライヤーは、従業員が敬意を持って扱われていること、および事業上または従業員の行為について懸念が提起された場合に従業員が報復から保護されることを保証するものとし、

結社の自由

- サプライヤーは、従業員の結社の自由の権利を尊重するものとし、

公正な待遇

- サプライヤーは、現地の生活賃金に見合う公正かつ適切な給与と福利厚生を提供するものとし、

労働時間

- サプライヤーは、すべての時間外労働が自主的な労働であることを確認するものとし、また、従業員には、労働時間および時間外労働時間について地域の法定限度を超えることを要求されないことを保証しなければなりません。

³ 国際労働機関の就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）に従います

⁴ 現代の奴隷制は、最も重大な人間の搾取の形態が含まれ、人身売買、奴隷、隷属、強制的な結婚、強制労働、負債による束縛、欺瞞による労働またはサービスへの雇用、児童労働など、さまざまな形態をとります。

3.3 労働、健康、および安全

適用される安全衛生に関する法律すべてを遵守することに加え、サプライヤーには、従業員に健全かつ安全な労働環境を提供すること、および合理的に実行可能な範囲において、衛生、安全、健康に関するリスクを軽減することが期待されています。

- 労働安全・衛生に関する適切な対策が整備されていることを保証するため、当社は必要に応じてサプライヤーと協力します。
- 当社に提供される商品やサービスの種類によって、サプライヤーには、労働、健康、および安全に関する管理体制を証明する追加の証拠資料を提出し、施設固有の要件を遵守することが求められる場合があります。

3.4 環境および気候変動

当社は、環境リスクに対して予防的なアプローチを採用しており、環境パフォーマンスに対するポジティブな貢献を実現したいと考えています。当社は、事業運営全体でポジティブな社会的・環境的インパクトをもたらすために継続的に取り組んでおり、環境および社会の各要素について具体的かつ測定可能な目標を設定し、企業の持続可能性の取り組みを明確化しています。

気候変動は、当社のESGに関する重点分野の1つであり、気候変動リスクおよび機会の評価と管理は、事業およびリスク管理の中心に位置づけられています。事業運営について、当社は2025年度までにスコープ1およびスコープ2におけるネットゼロを目標として取り組んでいます。また、業界指針に応じたスコープ3に関する排出量削減戦略を策定しています。

同様に、当社はサプライヤーに対し、環境へのインパクトとパフォーマンスの管理方法について、特定、評価、管理、通知することを期待しています。これには、商品やサービスの運用によるライフサイクル全体での環境への影響の評価を含め、商品やサービスがもたらす影響を含めるものとします。当社がサプライヤーに期待することは以下の通りです。

- 適用される環境法、規制、および関連する国際基準すべてを遵守していることを証明すること。
- 科学に基づく排出削減目標の設定を行っているか、設定に向けて取り組み、当社と協力して関連する排出または気候リスクを開示すること。
- 当社に提供される商品またはサービスの環境証明に関する必要な情報を開示すること。必要な場合、または契約上の条件になっている場合、商品およびサービスの第三者認証を提示すること。
- 環境保護を支援し、環境リスクを軽減するため、効果的な環境に関する方針や環境管理体制、もしくはその両方を整備すること。
- 持続可能な生産、輸送、運用、および廃棄や終了に関する商品またはサービスの環境パフォーマンスを改善する機会を追求すること。

4. 評価およびコンプライアンス

当社は、本原則への適合または適用される法律および規制の遵守を確保するために、必要に応じてコンプライアンス監査または評価を実施する権利を留保します。これらの評価を実施する前、実施中、または実施の結果、措置が必要な場合、当社は必要な対応および協力をサプライヤーに期待します。当社は、一部のサプライヤーについて、これらの原則の遵守に時間がかかる可能性があることを認識しており、サプライヤーと協力して計画の実行と遵守の実現を支援します。

それでもなお、サプライヤーには適用される法律および業界基準に応じてESGに関連する侵害行為を是正することが期待されています。サプライヤーによる、またはサプライヤーが関与した人権侵害の場合、サプライヤーはUNGPに準じて侵害行為の是正措置を実施するか、参加することが期待されます。

サプライヤーがESGに関する重大な問題（侵害行為を含む）に関与している、もしくはさらされている場合、サプライヤーは可能な限り速やかに、または合意した契約条項に基づき当社に通知するものとします。

本原則の要件や適用される法律および規制もしくはその両方に違反する行為が行われた場合、当社は違反行為を行ったサプライヤーとの取引関係を再検討する権利を留保します。

5. 不正行為に関する懸念の提起

当社サプライヤー、サプライヤーの従業員および請負業者は、当社、サプライヤー、またはサプライチェーンの他の当事者による不正行為について内密に報告できます。不正行為には、法律に違反する行為、マッコーリーの行動規範または関連する方針に違反する行為、個人の健康や安全または環境を脅かす可能性のある行為、財務上の違法行為、または倫理に反する行動が含まれます。不正行為に関する誠実な懸念はすべて、インテグリティ・オフィスにメール (integrityoffice@macquarie.com) で内密に報告いただけます。インテグリティ・オフィスは、マッコーリーの内部通報プログラムを監督する社内の独立機密部門です。別の方法として、[インテグリティ・ホットライン](#)を使用（オンラインまたは電話）して懸念を匿名で報告できます。

6. 例外となる対象

これらの原則は、経営が分離された子会社（「OSS」）または非被支配組織と取引するサプライヤーには適用されません。⁵これらの組織には、事業に応じた独自のリスク管理フレームワークが別に設置されているからです。

⁵ここで、「被支配」組織とは、Macquarie Group Limitedが支配する組織であり、「支配」とはAASB 10「連結財務諸表」で定義づけられている意味です。